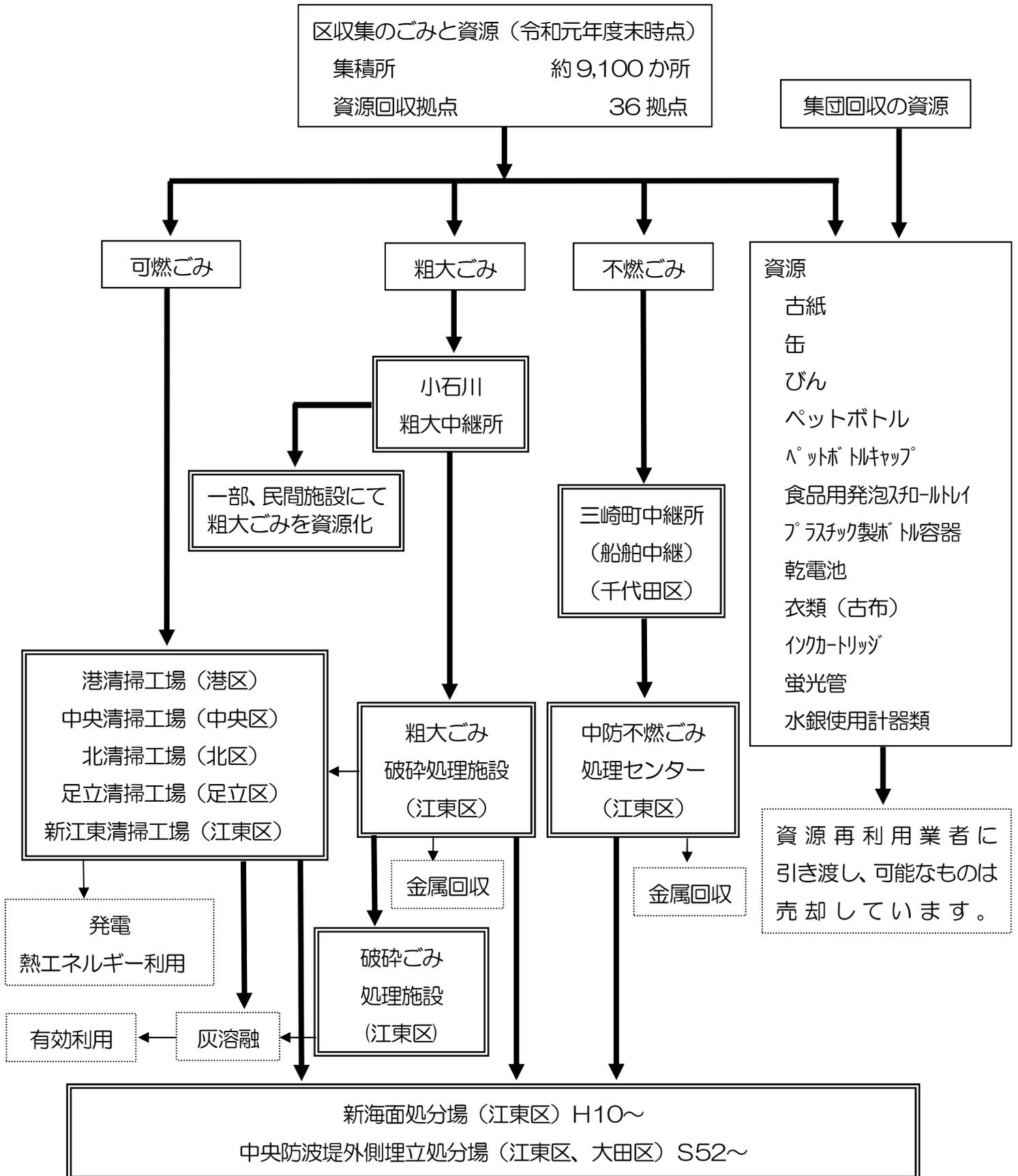


資料1 ごみ・資源の現状

1 文京区のごみ・資源の流れ

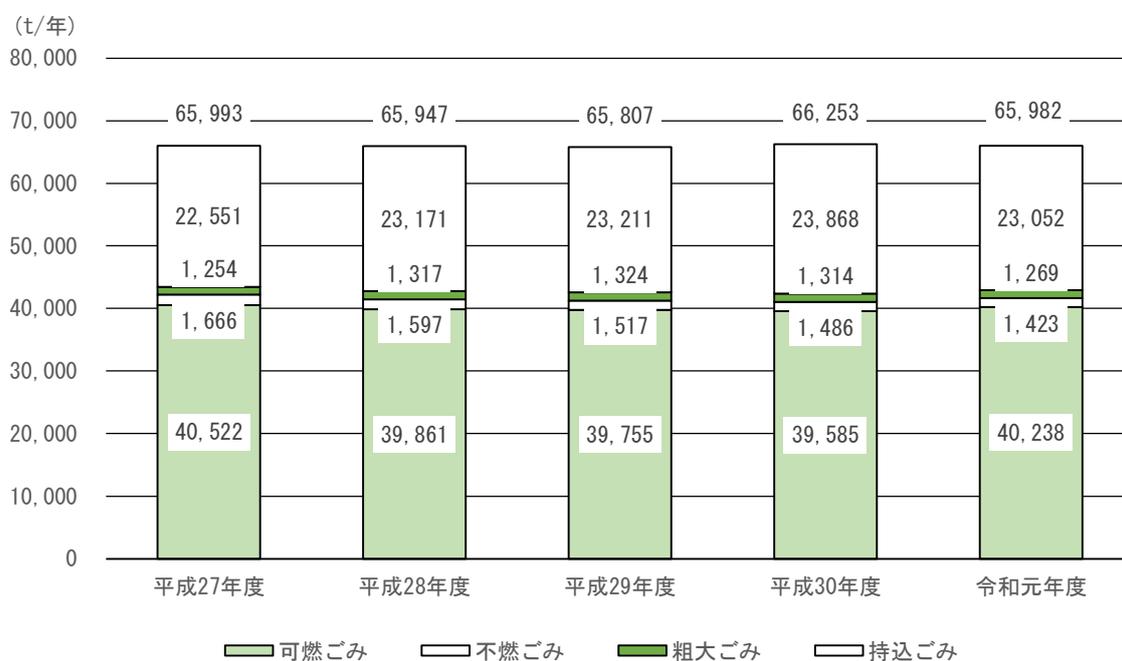


2 ごみ・資源量の推移

○ごみ量の推移

単位 (t/年)

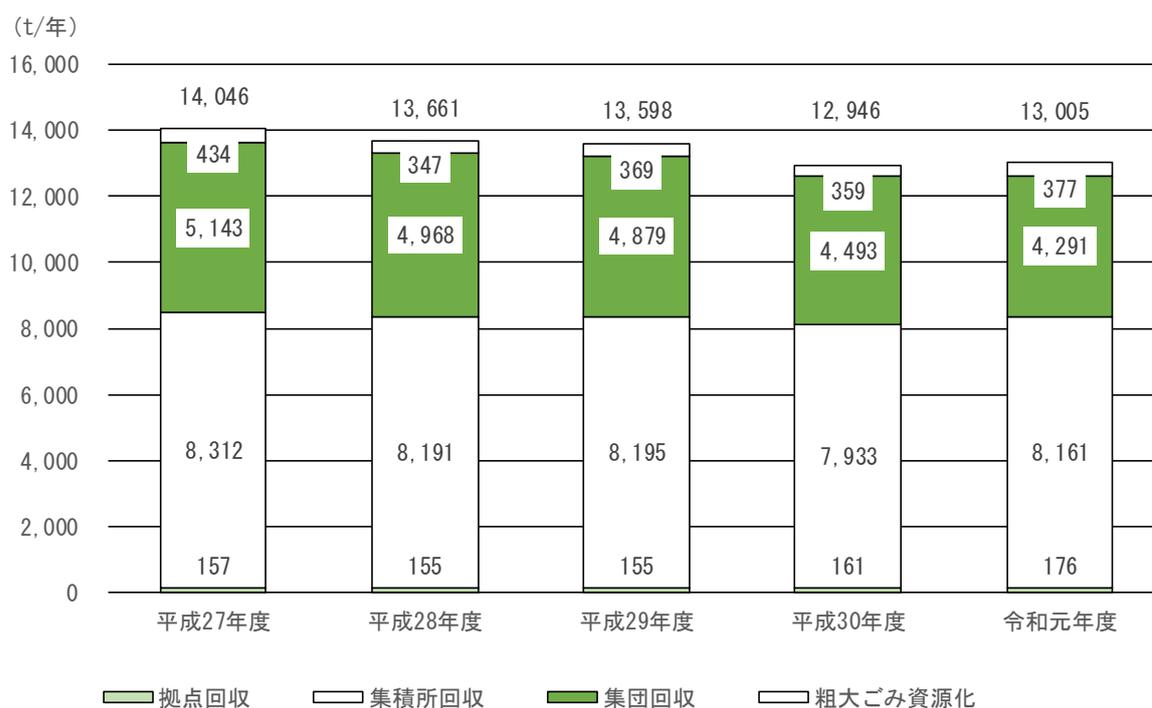
年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区収集 ごみ	可燃ごみ	40,522	39,861	39,755	39,585	40,238
	不燃ごみ	1,666	1,597	1,517	1,486	1,423
	粗大ごみ	1,254	1,317	1,324	1,314	1,269
	小計	43,442	42,776	42,596	42,385	42,930
持込ごみ		22,551	23,171	23,211	23,868	23,052
合計		65,993	65,947	65,807	66,253	65,982



○資源量の推移

単位 (t/年)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
拠点回収	157	155	155	161	176
集積所回収	8,312	8,191	8,195	7,933	8,161
集団回収	5,143	4,968	4,879	4,493	4,291
粗大ごみ資源化	434	347	369	359	377
合計	14,046	13,661	13,598	12,946	13,005



○品目別の資源量の推移

単位 (kg/年)

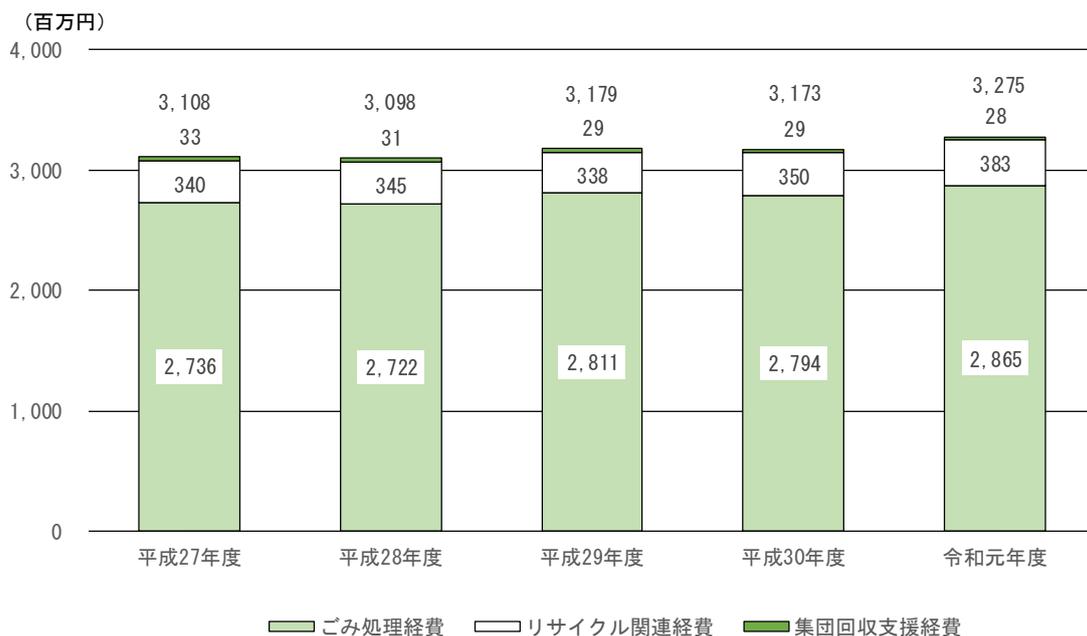
年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
拠点回収	紙パック	10,100	10,390	10,280	10,140	10,540
	ペットボトルキャップ	740	660	720	270	520
	乾電池	11,360	12,090	11,700	11,670	10,490
	発泡スチロール食品トレイ	2,906	3,060	3,308	3,689	4,494
	プラスチック製ボトル容器	1,070	1,689	1,902	1,700	1,975
	衣類	126,560	123,495	122,680	129,470	143,370
	インクカートリッジ	798	770	870	793	819
	蛍光管	3,217	3,344	3,661	3,645	3,535
合 計	156,751	155,498	155,121	161,377	175,743	
集積所回収	新 聞	938,300	859,595	750,660	621,930	595,810
	雑 誌	1,747,970	1,599,970	1,538,940	1,559,400	1,629,145
	段ボール	1,957,060	2,003,390	2,158,490	1,962,030	2,042,320
	アルミ缶	119,521	172,101	179,478	182,794	199,925
	スチール缶	295,099	273,365	285,065	290,361	317,566
	スプレー缶	14,671	4,851	5,062	5,143	5,631
	生きびん	102,860	106,814	95,955	84,799	48,354
	カレット	2,363,719	2,376,067	2,379,117	2,353,253	2,415,909
	ペットボトル	773,145	794,720	802,040	873,030	865,260
	乾電池	-	-	-	-	18,188
	蛍光管	-	-	-	-	23,073
	水銀使用計器類	-	-	-	-	25
合 計	8,312,345	8,190,873	8,194,807	7,932,740	8,161,206	
集団回収	新 聞	2,593,322	2,416,233	2,259,967	1,988,958	1,815,656
	雑 誌	1,391,178	1,349,303	1,347,259	1,270,746	1,250,550
	段ボール	1,012,236	1,042,380	1,097,522	1,070,021	1,076,100
	紙パック	1,630	1,378	1,388	1,509	2,548
	他紙類	282	830	1,070	870	1,130
	アルミ缶	48,996	56,785	59,970	54,370	52,389
	スチール缶	4,081	5,982	8,617	8,377	6,642
	生きびん	1,663	1,195	1,112	982	976
	ペットボトル	45,476	50,495	55,647	51,458	40,054
	古布	44,113	43,793	46,550	45,778	45,339
合 計	5,142,977	4,968,374	4,879,102	4,493,069	4,291,384	

3 ごみ・資源の処理に係る経費

○清掃・リサイクル事業の経費

単位 (円)

区分	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ処理経費	職員人件費	1,055,510,959	1,063,589,681	1,055,747,248	1,040,018,354	1,057,019,141
	清掃事務所管理運営費	39,621,714	37,043,961	39,266,297	44,785,996	42,570,384
	ごみ収集運搬経費	646,702,901	668,373,528	692,616,973	707,896,463	749,357,379
	ごみ中間処理等分担金	813,940,159	767,697,616	821,112,609	815,728,519	819,349,981
	有料ごみ処理券事務経費	15,190,128	14,598,984	18,746,268	17,055,872	18,328,760
	その他	164,846,751	171,114,674	183,165,393	168,221,310	178,014,849
	合計	2,735,812,612	2,722,418,444	2,810,654,788	2,793,706,514	2,864,640,494
リサイクル関連経費	資源収集運搬経費	241,223,526	243,325,766	244,889,444	249,662,546	267,075,364
	資源化経費	93,818,207	93,764,062	85,818,805	92,436,344	108,460,126
	リサイクル啓発経費	3,113,923	3,415,612	6,495,490	3,381,922	2,529,721
	その他	1,493,490	4,622,032	1,218,347	4,809,932	4,705,255
	合計	339,649,146	345,127,472	338,422,086	350,290,744	382,770,466
集団回収支援経費	実施団体報奨金	31,981,602	30,233,298	29,318,658	28,348,414	27,382,753
	その他	792,150	450,944	123,373	288,671	501,361
	合計	32,773,752	30,684,242	29,442,031	28,637,085	27,884,114
総合計		3,108,235,510	3,098,230,158	3,178,518,905	3,172,634,343	3,275,295,074



資料2 基本的なごみ処理体制

1 一般廃棄物の排出方法

本区ではごみ・資源について下表により分別収集してきました。2021（令和3）年度以降も基本的にこの方法によって排出していただくものとなりますが、効率的な処理や3Rへの取組を推進するため、必要に応じて排出方法の見直しを行っていきます。

（家庭系）

種別	対象品目	排出場所	収集回数	排出方法
可燃ごみ	厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物、プラスチック、ゴム、皮革などの廃棄物	資源・ごみ集積所	週2回	規則で定められた容器、困難な場合は規則で定められた袋で排出
不燃ごみ	金属、ガラス、陶磁器などの廃棄物		規則で定められた容器、困難な場合は規則で定められた袋で排出	
	蛍光灯		他の不燃ごみの袋とは分けて、購入時の箱に入れるか、紙に包んで排出	
	乾電池		使い捨ての筒型乾電池（一次電池）及びコイン型リチウム電池を回収	
	水銀使用計器類	他の不燃ごみの袋とは分けて、中身が分かる袋（透明もしくは半透明の袋）に入れて排出		
粗大ごみ	家電（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。）、家具などおおむね30cm以上のもの	自宅前	申込制	粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を添付して排出
資源	新聞	資源・ごみ集積所	週1回	種類別にひもで縛って排出
	雑誌・雑がみ			キャップを外して水ですすいで排出
	段ボール			キャップを外して水ですすいで排出
	びん			使い切ったスプレー缶・カセットボンベは、キャップやボタンを外し、透明又は半透明のビニール袋に入れて排出
	かん	回収拠点	週1回	キャップ、外装ラベルを外して、水ですすいで、つぶして排出
	ペットボトル			水ですすいで、切り開いて、乾かして排出
	紙パック			使い捨ての筒型乾電池（一次電池）及びコイン型リチウム電池を回収
	乾電池			水ですすいで、乾かして排出
	食品用発泡スチロールトレイ			キャップ・ポンプなどは外して、水ですすいで乾かして排出
	プラスチック製ボトル容器			洗うなどしてきれいな状態でビニール袋に入れて排出
衣類	水ですすいで、協力店等の回収容器に排出			
ペットボトルキャップ	購入時の箱に入れるか、紙に包んで排出			
蛍光灯				

(事業系)

区分	排出方法	
自己処理	自己持込	一般廃棄物を自ら清掃工場に搬入
	許可業者委託	一般廃棄物を区から許可を受けている業者に委託して清掃工場に搬入
区の収集を利用	家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、有料ごみ処理券を貼付のうえ排出	

2 事業者が区の収集を利用する場合の条件

事業系一般廃棄物のうち本区が収集するものは、引き続き、下記の条件を満たしたものとします。

種別	条件
一般廃棄物	家庭廃棄物の収集に支障が生じない範囲において処理できるものとし、1日平均50kgを超えないこと。
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(あわせ産廃)	「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」とは、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員が20人以下の事業者から排出されるもの、又は一般廃棄物と併せて1日平均50kgを超えないものをいう。

3 一般廃棄物収集体制

(1) 区一般廃棄物収集体制

清掃事務所に所属する職員並びに区所有の清掃車両及び雇い上げによる車両によって、家庭ごみ及び一部の事業系廃棄物の収集を行います。

(2) 廃棄物処理業者

区内で排出されるごみのうち、事業系廃棄物の多くは、本区の許可を受けた一般廃棄物処理業者が収集します。本区は、引き続き許可に関する業務を行います。

4 一般廃棄物処理施設

区内で排出されたごみは、本区並びに本区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集及び運搬、もしくは事業者の自己車両等による運搬によって、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する中間処理施設(清掃工場・不燃ごみ処理センター・粗大ごみ破碎処理施設)に持ち込まれ、適正に処理されます。

処理した後の残渣は、最終的に東京都が設置及び運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において埋立処分します。

なお、一般廃棄物の中間処理施設の整備は、東京二十三区清掃一部事務組合が実施します。

資料3 ごみ・資源量の推計

1 人口推計

区では、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までを計画期間とする『^{らみ みやこ}文の京』総合戦略』の策定に際して、将来人口を推計しています。

推計は5年ごとの値ですので、その間の年は、人口が直線的に推移すると仮定して、各年度の人口の補間値を算定します。このデータを利用して、2019（令和元）年度を1とした係数を算出します。

2019（令和元）年度の人口は225,304人ですので、この人口に各年度の係数を乗じて、2030（令和12年度）年までの文京区の人口を推計しました。

○文京区の人口推計

		区推計人口			本計画の 人口推計 ※
		区人口推計	区人口推計 の補間値	令和元年度を 1とした係数	
実績	平成30年度	221,489	221,489		
推計	令和元年度		225,551	1.0000	225,304
	令和2年度		229,614	1.0180	229,362
	令和3年度		233,676	1.0360	233,420
	令和4年度		237,739	1.0540	237,478
	令和5年度	241,801	241,801	1.0720	241,536
	令和6年度		244,502	1.0840	244,234
	令和7年度		247,203	1.0960	246,931
	令和8年度		249,903	1.1080	249,629
	令和9年度		252,604	1.1199	252,327
	令和10年度	255,305	255,305	1.1319	255,025
	令和11年度		256,812	1.1386	256,530
	令和12年度		258,319	1.1453	258,036
	令和13年度		259,826	1.1520	259,541
	令和14年度		261,333	1.1586	261,046
令和15年度	262,840	262,840	1.1653	262,552	

※令和元年度は実績値。各年度10月1日現在。

2 減量目標達成後のごみ量

(1) 家庭系

○プラスチックごみの発生抑制

発生抑制により、毎年2019（令和元）年度比約2.5%、中間年度の2025（令和7）年度には約12.5%、最終年度の2030（令和12）年度には約25%を削減します。

○プラスチックごみ以外の発生抑制

発生抑制により、毎年2019（令和元）年度比約2%、中間年度の2025（令和7）年度には約10%、最終年度の2030（令和12）年度には約20%を削減します。

○資源物の分別

可燃ごみに含まれる古紙、衣類、リサイクル可能なプラスチックなどの可燃系資源化可能物については、毎年2019（令和元）年度比約2%、中間年度の2025（令和7）年度には約10%、最終年度の2030（令和12）年度には約20%を削減します。

不燃ごみに含まれるびん、缶、乾電池、蛍光灯などの不燃系資源化可能物については、毎年2019（令和元）年度比約2%、中間年度の2025（令和7）年度には約10%、最終年度の2030（令和12）年度には約20%を削減します。この削減量の分だけ、資源量が増加すると仮定します。

○目標達成後の家庭系ごみ・資源量

単位（t/年）

	家庭系				
	収集ごみ				資源物
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計	
令和元年度	27,295	990	1,269	29,554	13,005
令和2年度	27,710	1,005	1,289	30,004	13,005
令和3年度	27,504	1,000	1,285	29,789	13,114
令和4年度	27,278	995	1,281	29,554	13,223
令和5年度	27,106	992	1,279	29,377	13,331
令和6年度	26,619	977	1,263	28,859	13,434
令和7年度	26,195	965	1,249	28,408	13,535
令和8年度	25,760	952	1,234	27,946	13,633
令和9年度	25,384	941	1,223	27,547	13,730
令和10年度	24,858	925	1,204	26,987	13,821
令和11年度	24,279	906	1,182	26,367	13,905
令和12年度	23,696	888	1,160	25,743	13,986

(2) 事業系

○発生抑制

発生抑制により、毎年2019（令和元）年度比約1.5%、中間年度の2025（令和7）年度には約7.5%、最終年度の2030（令和12）年度には約15%を削減します。

○資源物の分別

ごみに含まれる資源化可能物については、毎年2019（令和元）年度比約2%、中間年度の2025（令和7）年度には約10%、最終年度の2030（令和12）年度には約20%を削減します。

○目標達成後の事業系ごみ量

単位（t/年）

	事業系			
	収集ごみ		持込ごみ	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ		
令和元年度	12,943	433	23,052	36,429
令和2年度	12,943	433	23,052	36,429
令和3年度	12,708	424	22,706	35,837
令和4年度	12,473	414	22,360	35,248
令和5年度	12,240	405	22,015	34,659
令和6年度	12,008	396	21,669	34,072
令和7年度	11,777	387	21,323	33,487
令和8年度	11,548	377	20,977	32,902
令和9年度	11,319	368	20,631	32,319
令和10年度	11,092	360	20,286	31,738
令和11年度	10,867	351	19,940	31,157
令和12年度	10,642	342	19,594	30,579

3 基本指標

(1) 収集ごみの家庭系と事業系の按分

表 6-3 に示した進捗状況を管理するための仮定値は次のように算定しました。

家庭ごみ排出原単位調査で把握した、区民 1 人 1 日当たりの排出原単位は、可燃ごみが 331g/人日、不燃ごみが 12g/人日です。これに人口 225,304 人と年間日数の 366 日をかけて、2019（令和元）年度の家庭ごみ量を推計しました。

この家庭ごみ量を、2019（令和元）年度の収集ごみ量で除すことで、区収集による可燃ごみと不燃ごみに占める家庭ごみの割合を、それぞれ 67.8%、69.6%と仮定しました。

	排出原単位 (g/人日)	人口（注） (人)	家庭ごみ量 (t/年)	収集ごみ量 (t/年)	家庭ごみ 割合
可燃ごみ	331	225,304	27,295	40,238	67.8%
不燃ごみ	12		990	1,423	69.6%

(注) 人口は令和元年10月1日現在

(2) 基本指標の算定方法

基本指標 1「区民 1 人 1 日当たりの総排出量」は、区が処理に関与するごみ・資源の総量を区民 1 人 1 日当たりの量に換算したものです。

基本指標 2「区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量」は、家庭から排出される収集ごみ量の合計を区民 1 人 1 日当たりの量に換算したものです。

指標の算定式		総排出量 = $W1 + W2 + W3 + W4 + R1$
		家庭ごみ排出量 = $(W1 \times A) + (W2 \times B) + W3$
算定に使用するデータ	行政データ	W1 区収集による可燃ごみ量
		W2 区収集による不燃ごみ量
		W3 粗大ごみ量
		W4 持込ごみ量
	仮定値	R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)
		A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合 67.8%
	B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合 69.6%	

(3) 基本指標の設定

家庭系と事業系をあわせた目標達成後のごみ・資源量は次のようになります。

	ごみ・資源量 (t/年)					推計人口 (人)	年間日数 (日)
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	持込ごみ	資源物		
	W 1	W 2	W 3	W 4	R 1		
令和元年度	40,238	1,423	1,269	23,052	13,005	225,304	366
令和2年度	40,654	1,438	1,289	23,052	13,005	229,362	365
令和3年度	40,211	1,424	1,285	22,706	13,114	233,420	365
令和4年度	39,751	1,409	1,281	22,360	13,223	237,478	365
令和5年度	39,346	1,397	1,279	22,015	13,331	241,536	366
令和6年度	38,627	1,373	1,263	21,669	13,434	244,234	365
令和7年度	37,972	1,351	1,249	21,323	13,535	246,931	365
令和8年度	37,308	1,329	1,234	20,977	13,633	249,629	365
令和9年度	36,703	1,309	1,223	20,631	13,730	252,327	366
令和10年度	35,951	1,284	1,204	20,286	13,821	255,025	365
令和11年度	35,145	1,257	1,182	19,940	13,905	256,530	365
令和12年度	34,338	1,230	1,160	19,594	13,986	258,036	365

このごみ・資源量を区民1人1日あたりに換算し、指標の算定式で計算して、基本指標を次のように設定しました。

単位 (g/人日)

	区民1人1日あたりのごみ・資源量					基本指標 1	基本指標 2
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	持込ごみ	資源物		
	W 1	W 2	W 3	W 4	R 1		
令和元年度	488	17	15	280	158	958	358
令和2年度	486	17	15	275	155	949	357
令和3年度	472	17	15	267	154	924	347
令和4年度	459	16	15	258	153	900	337
令和5年度	445	16	14	249	151	875	327
令和6年度	433	15	14	243	151	857	319
令和7年度	421	15	14	237	150	837	310
令和8年度	409	15	14	230	150	817	301
令和9年度	397	14	13	223	149	797	293
令和10年度	386	14	13	218	148	779	284
令和11年度	375	13	13	213	149	763	276
令和12年度	365	13	12	208	148	747	269

資料4 循環型社会の実現に向けた国内外の動向

文京区では、平成28年3月に策定した「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」に基づき、「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を基本理念として、様々な施策を実施してきました。

しかし、現行計画の改定から4年が経過し、この間、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

1 国際的な動向

(1) SDGs

2015（平成27）年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。SDGsは、持続可能な世界を実現するための、2016年から2030年までの国際目標として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。本計画に関連するターゲットは、次のとおりです。

SDGsのゴールとターゲット	
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
12 つくる責任 つかう責任	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
13 気候変動に具体的な対策を	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
14 海の豊かさを守ろう	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
15 陸の豊かさを守ろう	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

(2) 海洋プラスチックを巡る動向

近年、海洋プラスチック問題が注目されています。プラスチックは日常生活の様々な場面で大きな役割を果たしていますが、不適正に廃棄されたプラスチックが河川から海に流出し、生態系に大きな影響を及ぼしており、最終的には人間の健康や経済活動へも損失を及ぼすこととなります。各自治体においても、区民や事業者と連携してプラスチック問題に取り組んでいくことが喫緊の課題となっています。

2018（平成30）年には、G7 シャルルボワ・サミットにおいて「海洋プラスチック憲章」が発表されました。この憲章には、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス及びEUが署名し、2040（令和22）年までにすべてのプラスチックを100%回収するなどの具体的な数値目標が示されています。

2019（令和元）年のG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050（令和32）年までにゼロにすることを旨とする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、これを実現するため我が国では「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げることとしました。

また、G20 エネルギー・環境関係閣僚会合では、各国が海洋プラスチックごみの削減に向けた行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が定められました。

2019（令和元）年5月には、バーゼル条約の附属書が改定され、2021年以降は、汚れたプラスチックごみの輸出には相手国の同意が必要となります。

(3) パリ協定

廃棄物処理は、自治体の事業の中で、温室効果ガスの排出量の多い事業のひとつであり、一般廃棄物処理基本計画を策定する際には、地球温暖化についても考慮する必要があります。

2016（平成28）年11月には、京都議定書に代わる新たな枠組みとして、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための「パリ協定」が発効しました。パリ協定は、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した協定で、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち1.5℃に抑える努力をすること、そのため、できるかぎり早くピークアウトし、21世紀後半には、排出量と吸収量のバランスをとることが目標として設定されています。

パリ協定の枠組みを受けて、わが国では2030（令和12）年度の温室効果ガスの排出を、2013（平成25）年度の水準から26%削減することが目標として定められました。

これを受けて、東京都では、二酸化炭素排出量実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を2050（令和32）年までに実現するため、2019年（令和元年12月）に「ゼ

ロエミッション東京戦略」を策定しました。

2 国の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

2018（平成30）年6月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この中で、国の取組として、家庭系食品ロスの半減に向けた国民運動、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策などが記載され、国際的な動向を色濃く反映したものになっています。

また、シェアリング等の2Rビジネスの促進・評価、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制、廃棄物エネルギーの徹底活用、災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進など、区の施策に直結する取り組みが記載されています。

(2) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律

2013（平成25）年10月、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す「水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）」が採択されました。

2016（平成28）年12月、水俣条約を実現するための国内法として、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行されました。この法律では、区市町村の責務として、廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしています。

一方で、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場では、水銀混入ごみにより焼却炉の停止が相次いで発生するなど、廃棄物の適正処理に大きな支障が生じています。文京区では、2019（平成31）年4月から、水銀含有物（蛍光管、電池、水銀計器類）については、不燃ごみの日に他の不燃ごみの袋とは分けるなど明確に分けて排出することになりました。

(3) 食品ロスの削減の推進に関する法律

SDGsにおいて食品ロスの削減に関する具体的な目標が掲げられる中で、2019（令和元）年5月「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されました。この法律では、国の基本方針と都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて、区市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが、努力義務として定められています。

この法律に基づいて、2020（令和2）年3月31日に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。基本的な方針では、食品ロス削減について、「生

活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である」、「都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる」としています。

(4) プラスチック資源循環戦略

2019（令和元）年5月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、基本原則として「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を掲げ、重点戦略として、リデュース等、リサイクル、再生材バイオプラ、海洋プラスチック対策などについて記載しています。また、マイルストーン（目標）として、①2030（令和12）年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制、②2025（令和7）年までにリユース・リサイクル可能なデザインに、③2030（令和12）年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル、④2035（令和17）年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用などを掲げています。

3 東京都の動向

(1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画

2016（平成28）年3月、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が策定されました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、企業、関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針（2015（平成27）年3月策定）を具体化するものです。

(2) プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について

東京都廃棄物審議会は、2018（平成30）年8月に、プラスチックの持続可能な利用に向け、世界の主要都市の一員として東京都が進めるべき施策について諮問を受け、2019（令和元）年10月に最終答申が提出されました。

プラスチックの持続可能な利用に向けての課題、21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿、都が取り組むべきプラスチック対策は次の通りです。

課題	21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿	当面、都が取り組むべきプラスチック対策
<ul style="list-style-type: none"> ・CO2 実質ゼロのプラスチック利用への転換 ・海洋へのプラスチックごみの流出防止 ・国内外での廃プラスチックの不適正処理防止及び適正なリサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ・ウェイディング <ul style="list-style-type: none"> - 新規資源投入量の最少化 - リユース及び水平リサイクルの徹底 - 環境中への排出はゼロ ・長期的にエネルギーや各種資源の利用のあり方を大きく変革していく必要があり、プラスチックについても化石燃料への依存度を低減し、省エネルギー・省資源に資する「持続可能な、価値ある素材」としていく。 ・バイオマスは再生速度の範囲内かつ持続可能性に配慮 	<ol style="list-style-type: none"> 1) ワンウェイプラスチックの削減 2) 再生プラスチック及びバイオマスの持続可能な利用促進 3) 循環的利用の推進・高度化 <ol style="list-style-type: none"> ①容器包装リサイクル法等によるリサイクルの徹底 ②事業者による効率的な回収の仕組みの構築支援 ③事業系廃プラスチックのリサイクルの推進 4) 廃プラスチックの適正な処理・有効利用を確保するための緊急的対応 5) 散乱防止・清掃活動を通じた海ごみ発生抑制 6) 国際的な連携 7) 東京 2020 大会を機とした取組

(3) ゼロエミッション東京戦略

東京都は大消費地としての責務を果たし、脱炭素社会においても持続可能な成長を実現する都市であり続けるため、気温上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050（令和 32）年までに「ゼロエミッション東京」の実現を目指し、2019（令和元）年 12 月に策定しました。プラスチック対策と食ロス対策各政策に対してアクション、マイルストーン、ゴールを設定しています。

①プラスチック対策

●Action（2030 年目標＋アクション）

- 水平リサイクルなど先進的企業と連携したイノベーションの創出
- ペットボトルのボトル to ボトル推進
- 区市町村支援・連携強化と 3R アドバイザーによる分別リサイクル促進
- TOKYO 海ごみゼロアクション

●Milestone（2030 年に向けた主要目標）

- ワンウェイプラスチック累積 25%削減
- 家庭とオフィスからの廃プラスチック焼却量 40%削減（2017（平成 29）年比）

●Goal（2050 年の目指すべき姿）

- CO₂実質ゼロのプラスチック利用が実現

②食品ロス対策

●Action (2030年目標+アクション)

- 食品サプライチェーンの連携による食品ロスの削減
- 売り切り情報を入手できるアプリ等を活用した消費行動の転換
- AI・ICT等を活用した先駆的取組の促進

●Milestone (2030年に向けた主要目標)

- 食品ロス発生量 50%削減 (2000年度比)

●Goal (2050年の目指すべき姿)

- 食品ロス発生量実質ゼロ

資料5 排出実態調査の結果

区のごみ・資源の排出状況等を把握するため、以下の調査を実施し、本計画策定の基礎資料としました。

1 調査概要

(1) 区民アンケート調査

家庭から排出されるごみや資源の処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取組状況や意識・意向等を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 令和元年6月から7月
- 調査対象 無作為抽出した区内2,000世帯
- 調査方法 郵送により調査票の送付及び回収を行い、集計分析等を行いました。
- 有効回収率 37.1% (726票)

(2) 事業所アンケート調査

区内の事業所から発生するごみ・資源の量及び処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取組状況や意識・意向等を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 令和元年8月
- 調査対象 業種別・従業員規模別に分けて抽出した従業員数20人以下の区内2,000事業所
- 調査方法 郵送により調査票の送付及び回収を行い、集計分析等を行いました。
- 有効回収率 33.8% (577票)

(3) 家庭ごみ排出原単位調査

家庭から排出される可燃ごみと不燃ごみについて、1人1日当たりの排出量（排出原単位）を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 令和元年6月3日から令和元年6月8日（6日間）
- 調査方法 地域特性及び住居形態に偏りがないよう、区内6地域を調査対象地域とした。調査員を可燃ごみ収集日にごみ集積所に配置し、世帯人数と何日分のごみかを聞き取り、そのごみの重量を測定しました。

調査終了後、調査データの分析を行い、家庭ごみの平均的な排出原単位を推計しました。

- 調査サンプル数 852世帯分

(4) 家庭ごみ組成分析調査

家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの組成割合を明らかにし、分別協力率や資源の混入状況を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 令和元年6月3日から令和元年6月8日(6日間)
- 調査方法 地域特性及び住居形態に偏りがないよう、区内15地域を調査対象地域とした。収集した可燃ごみ及び不燃ごみについて、内容物を品目別に分類し品目ごとに重量を測定する等の調査を実施しました。
調査終了後、調査データの分析を行いました。
- 調査サンプル量 可燃ごみ 1,090.50kg 不燃ごみ 515.60kg 計 1,606.10kg

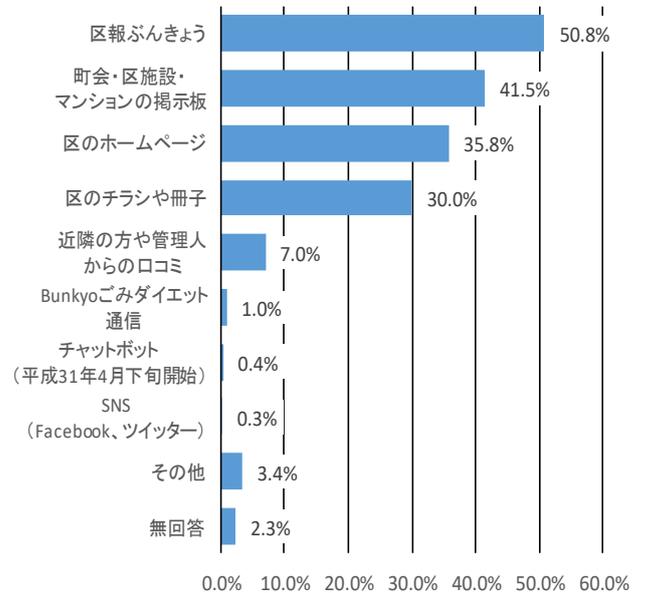
2 各調査結果（抜粋）

（1）区民アンケート調査

○普段、区の清掃・リサイクルに関する情報をどのように得ていますか。

（複数回答可）

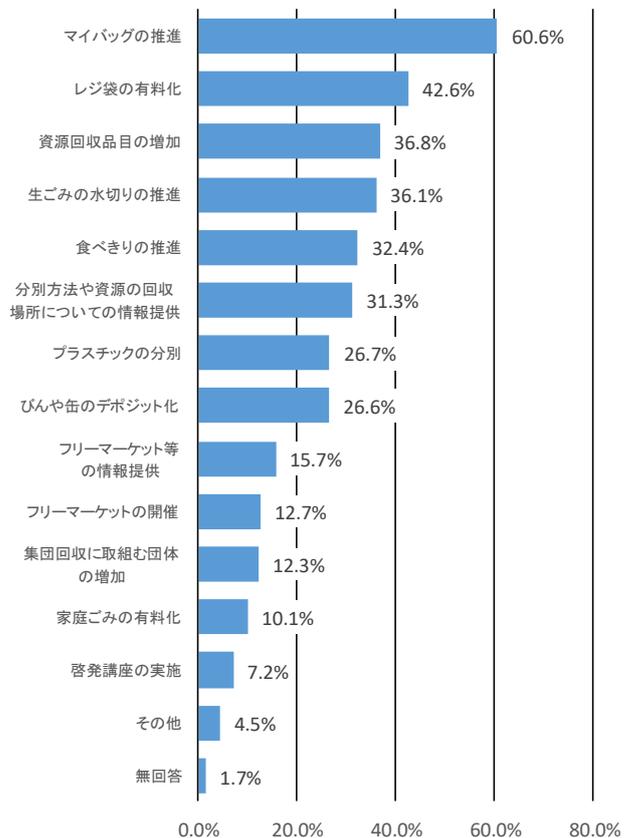
	回答数	割合
区報ぶんきょう	369	50.8%
町会・区施設・マンションの掲示板	301	41.5%
区のホームページ	260	35.8%
区のチラシや冊子	218	30.0%
近隣の方や管理人からの口コミ	51	7.0%
Bunkyoごみダイエツト通信	7	1.0%
チャットボツト（平成31年4月下旬開始）	3	0.4%
SNS（Facebook、ツイッター）	2	0.3%
その他	25	3.4%
無回答	17	2.3%
全体	726	100.0%



○家庭から出るごみ減量のためには、どのような対策が効果的だと思いますか。

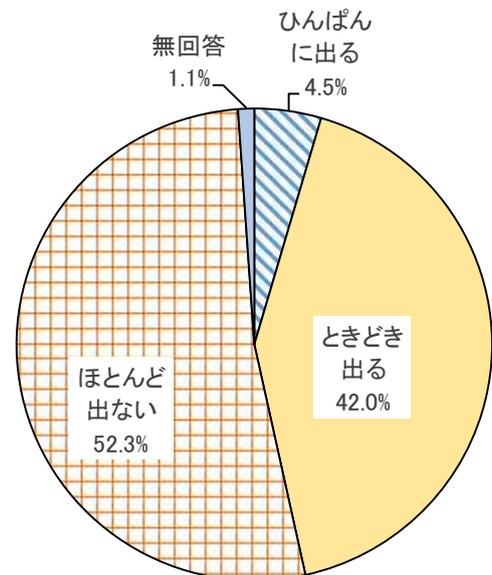
（複数回答可）

	回答数	割合
マイバツグの推進	440	60.6%
レジ袋の有料化	309	42.6%
資源回収品目の増加	267	36.8%
生ごみの水切りの推進	262	36.1%
食べきりの推進	235	32.4%
分別方法や資源の回収場所についての情報提供	227	31.3%
プラスチックの分別	194	26.7%
びんや缶のデポジット化	193	26.6%
フリーマーケット等の情報提供	114	15.7%
フリーマーケットの開催	92	12.7%
集団回収に取組む団体の増加	89	12.3%
家庭ごみの有料化	73	10.1%
啓発講座の実施	52	7.2%
その他	33	4.5%
無回答	12	1.7%
全体	726	100.0%



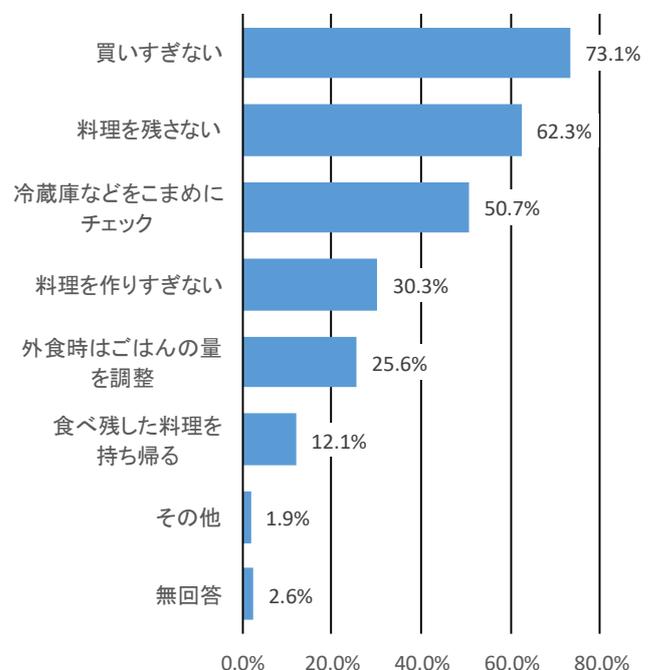
○「食品ロス」はどのくらいの頻度で出ますか。

	回答数	割合
ひんぱんに出る	33	4.5%
ときどき出る	305	42.0%
ほとんど出ない	380	52.3%
無回答	8	1.1%
全体	726	100.0%



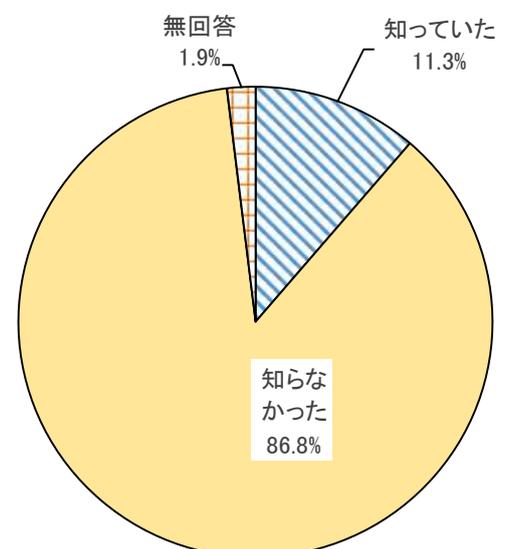
○食品ロスを減らすために日頃から行っていることはありますか。(複数回答可)

	回答数	割合
買いすぎない	531	73.1%
料理を残さない	452	62.3%
冷蔵庫などをこまめにチェック	368	50.7%
料理を作りすぎない	220	30.3%
外食時にごはんの量を調整	186	25.6%
食べ残した料理を持ち帰る	88	12.1%
その他	14	1.9%
無回答	19	2.6%
全体	726	100.0%



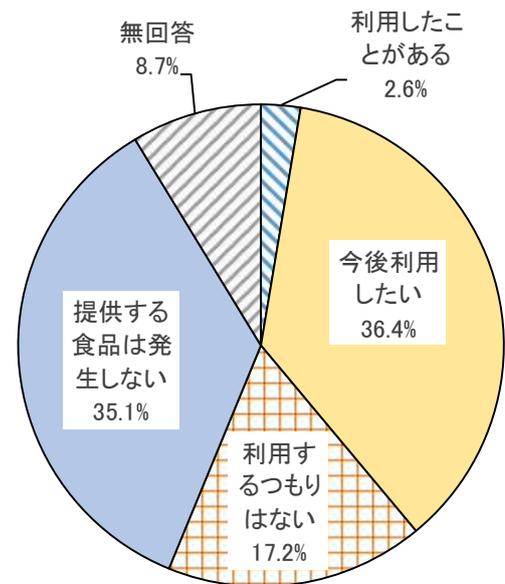
○区が実施しているフードドライブについてご存じでしたか。

	回答数	割合
知っていた	82	11.3%
知らなかった	630	86.8%
無回答	14	1.9%
全体	726	100.0%



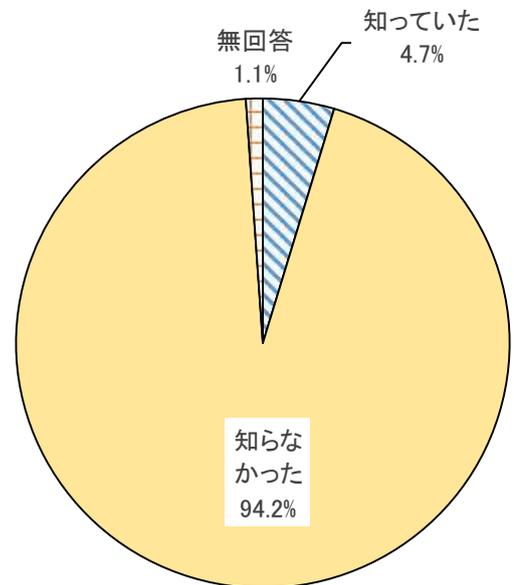
○区が実施しているフードドライブを利用する意向はありますか

	回答数	割合
利用したことがある	19	2.6%
今後利用したい	264	36.4%
利用するつもりはない	125	17.2%
提供する食品は発生しない	255	35.1%
無回答	63	8.7%
全体	726	100.0%



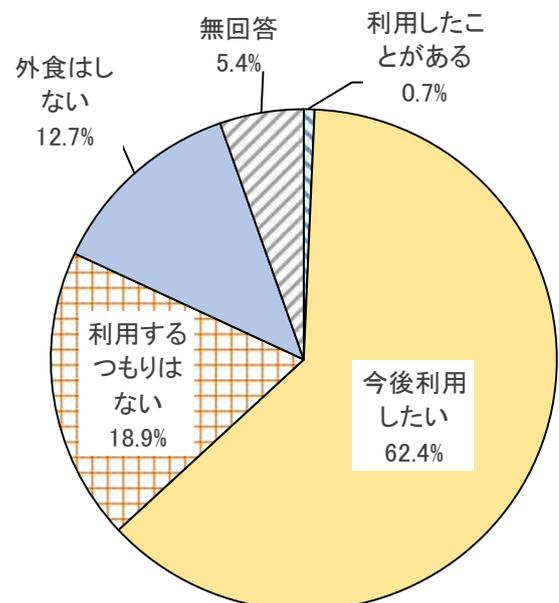
○「ぶんきょう食べきり協力店」をご存じでしたか。

	回答数	割合
知っていた	34	4.7%
知らなかった	684	94.2%
無回答	8	1.1%
全体	726	100.0%



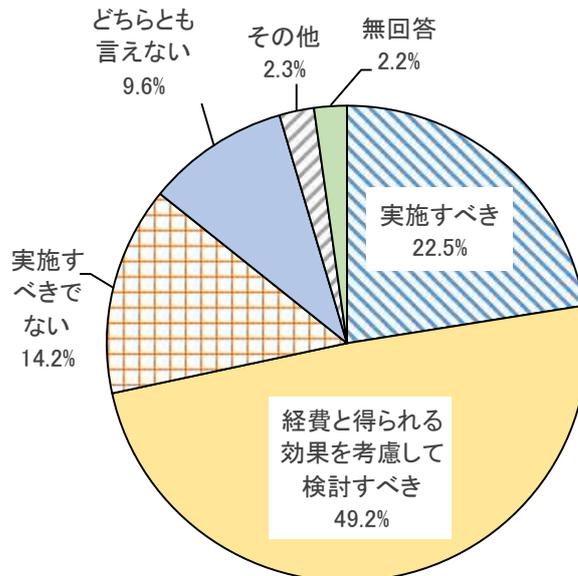
○「ぶんきょう食べきり協力店」を利用する意向はありますか。

	回答数	割合
利用したことがある	5	0.7%
今後利用したい	453	62.4%
利用するつもりはない	137	18.9%
外食はしない	92	12.7%
無回答	39	5.4%
全体	726	100.0%



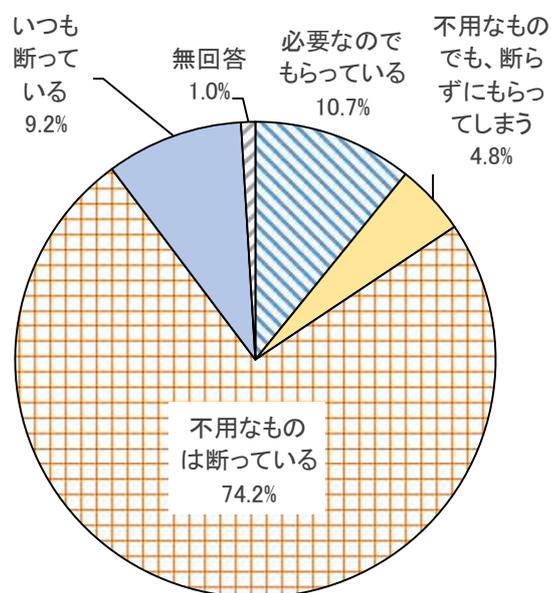
○プラスチックの分別収集についてどのようにお考えですか。

	回答数	割合
実施すべき	163	22.5%
経費と得られる効果を考慮して検討すべき	357	49.2%
実施すべきでない	103	14.2%
どちらとも言えない	70	9.6%
その他	17	2.3%
無回答	16	2.2%
全体	726	100.0%



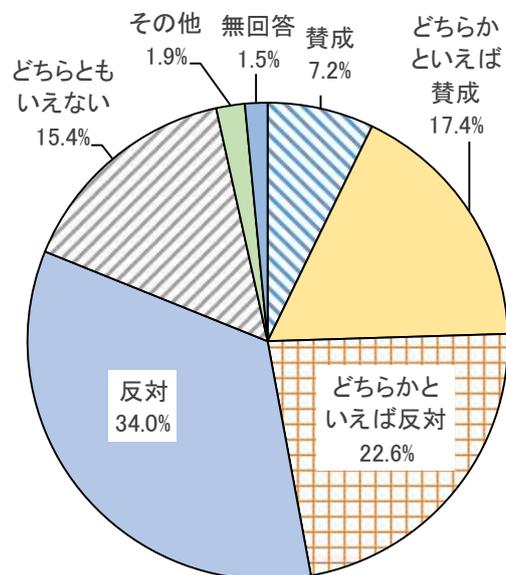
○お弁当や飲み物などを買ったときの使い捨てのスプーンやフォーク、ストローについておたずねします。

	回答数	割合
必要なのもらっている	78	10.7%
不用なものでも、断らずにもらってしまう	35	4.8%
不用なものは断っている	539	74.2%
いつも断っている	67	9.2%
無回答	7	1.0%
全体	726	100.0%



○家庭ごみの有料化についてどのようにお考えですか。

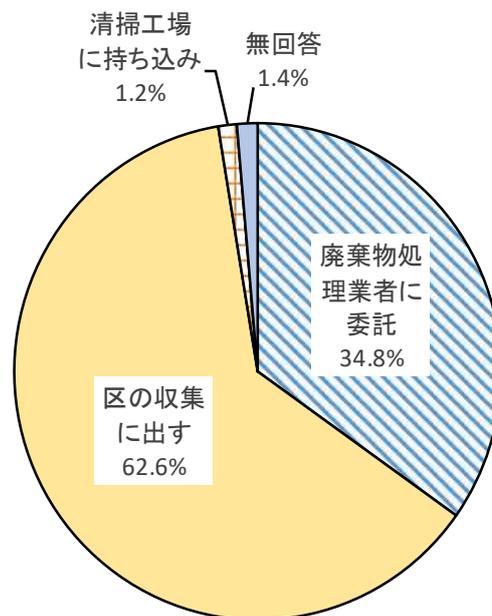
	回答数	割合
賛成	52	7.2%
どちらかといえば賛成	126	17.4%
どちらかといえば反対	164	22.6%
反対	247	34.0%
どちらともいえない	112	15.4%
その他	14	1.9%
無回答	11	1.5%
全体	726	100.0%



(2) 事業所アンケート調査

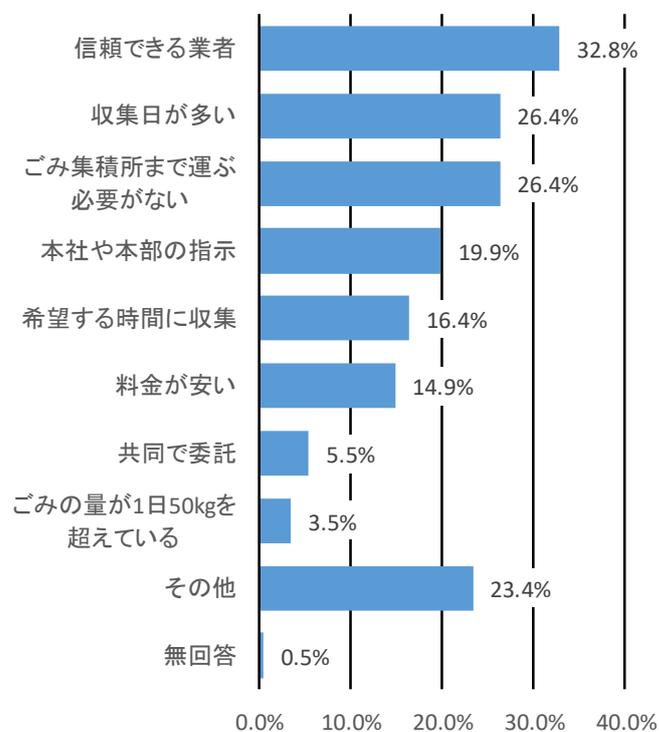
○貴事業所では、主にごみをどのように処理していますか。

	件数	割合
廃棄物処理業者に委託	201	34.8%
区の収集に出す	361	62.6%
清掃工場に持ち込み	7	1.2%
無回答	8	1.4%
全体	577	100.0%



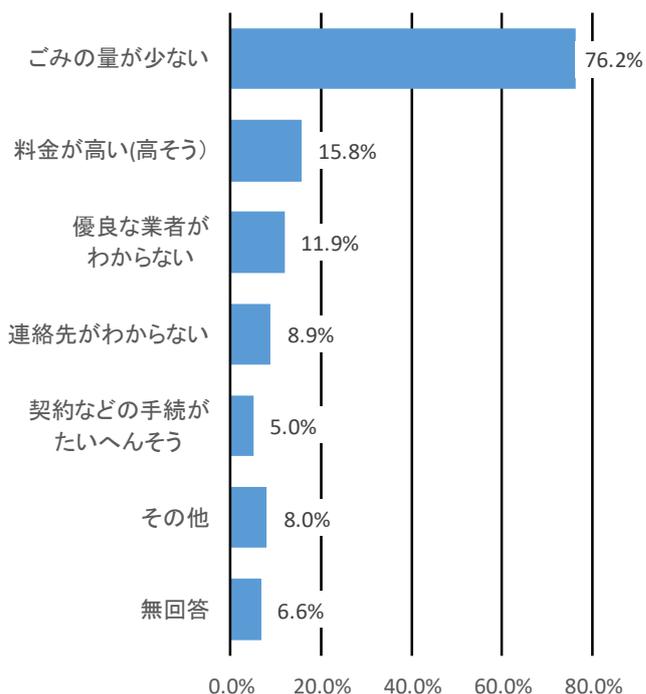
○一般廃棄物処理業者に委託している理由をお答えください。(複数回答可)

	件数	割合
信頼できる業者	66	32.8%
収集日が多い	53	26.4%
ごみ集積所まで運ぶ必要がない	53	26.4%
本社や本部の指示	40	19.9%
希望する時間に収集	33	16.4%
料金が安い	30	14.9%
共同で委託	11	5.5%
ごみの量が1日50kgを超えている	7	3.5%
その他	47	23.4%
無回答	1	0.5%
全体	201	100.0%



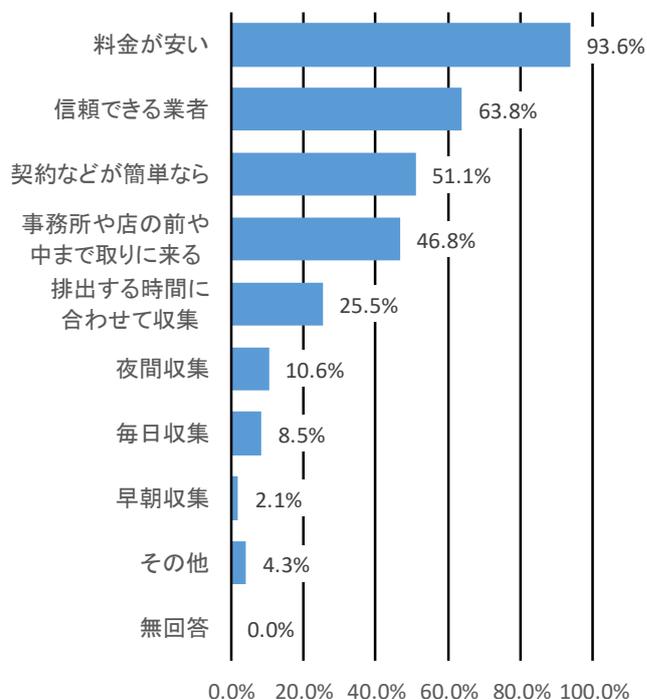
○一般廃棄物処理業者に委託していない理由をお答えください。(複数回答可)

	件数	割合
ごみの量が少ない	275	76.2%
料金が高い(高そう)	57	15.8%
優良な業者がわからない	43	11.9%
連絡先がわからない	32	8.9%
契約などの手続きがたいへんそう	18	5.0%
その他	29	8.0%
無回答	24	6.6%
全体	361	100.0%



○どのような条件なら一般廃棄物処理業者に委託したいですか。(複数回答可)

	件数	割合
料金が安い	44	93.6%
信頼できる業者	30	63.8%
契約などが簡単なら	24	51.1%
事務所や店の前や中まで取りに来る	22	46.8%
排出する時間に合わせて収集	12	25.5%
夜間収集	5	10.6%
毎日収集	4	8.5%
早朝収集	1	2.1%
その他	2	4.3%
無回答	0	0.0%
全体	47	100.0%



(3) 家庭ごみ排出原単位調査

○区民1人1日あたりの可燃ごみ量

- 区民1人1日あたりの可燃ごみ量は331gです。

単位(g/人日)

属性	排出原単位	家族人数別人口割合	可燃ごみ排出原単位
1人世帯	341	31.9%	331
2人世帯	368	21.9%	
3人世帯	335	21.1%	
4人以上世帯	283	25.0%	

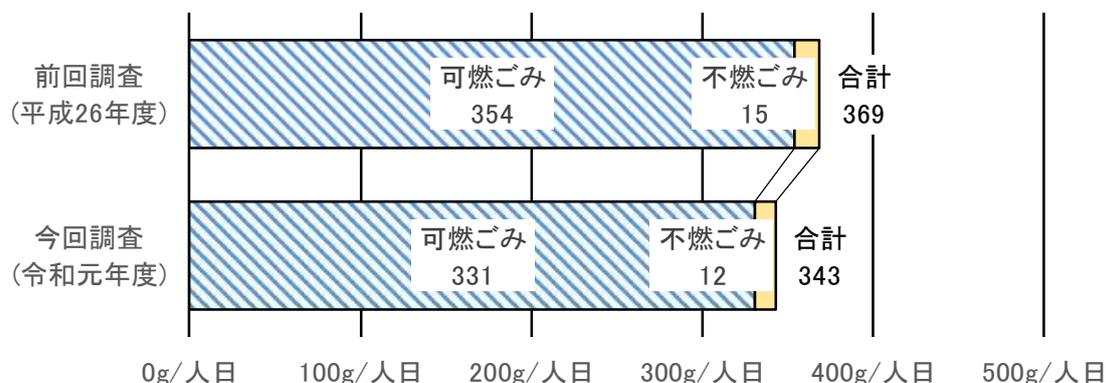
○区民1人1日あたりの不燃ごみ量

- 区民1人1日あたりの可燃ごみと不燃ごみの区収集ごみ量から推計した区民1人1日あたりの不燃ごみ量は12gです。

可燃ごみ排出原単位	g/人日	A	331
H30不燃ごみ区収集量	t	B	1,486
H30可燃ごみ区収集量	t	C	39,585
不燃ごみ排出原単位	g/人日	$D=A*B/C$	12

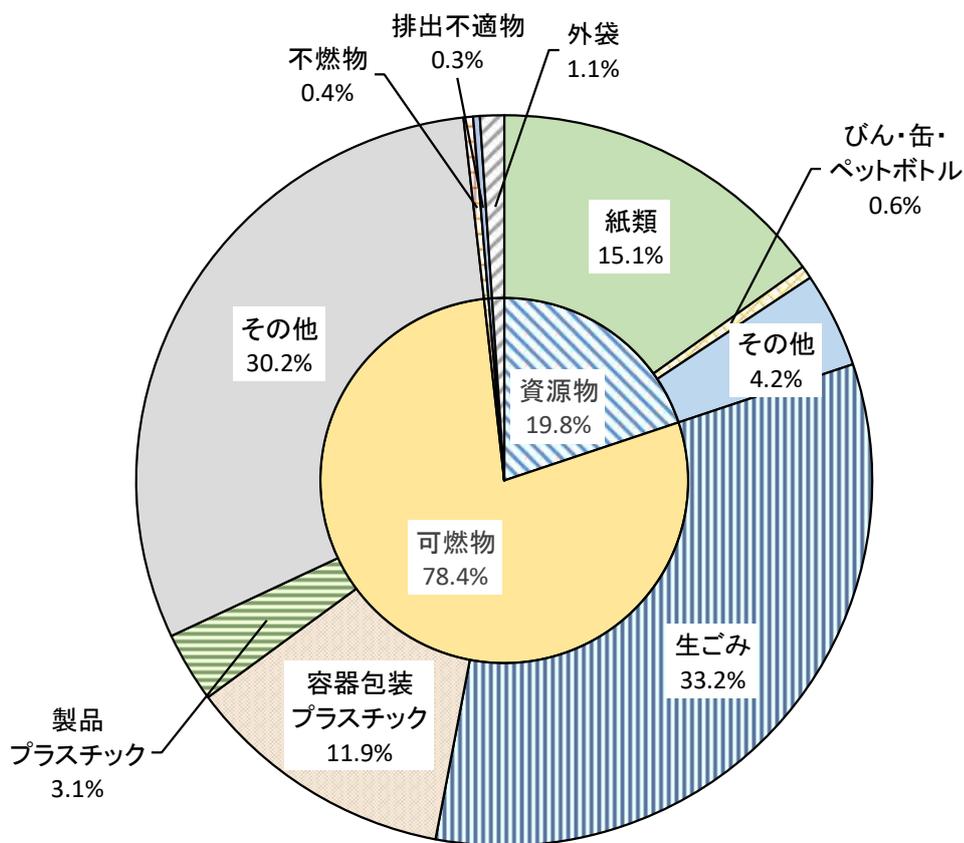
○5年前の推計値との比較

- 5年前の推計値は、可燃ごみが354g/人日、不燃ごみが15g/人日でしたので、可燃ごみが23g/人日、不燃ごみが3g/人日、合計で26g/人日減少したことになります。

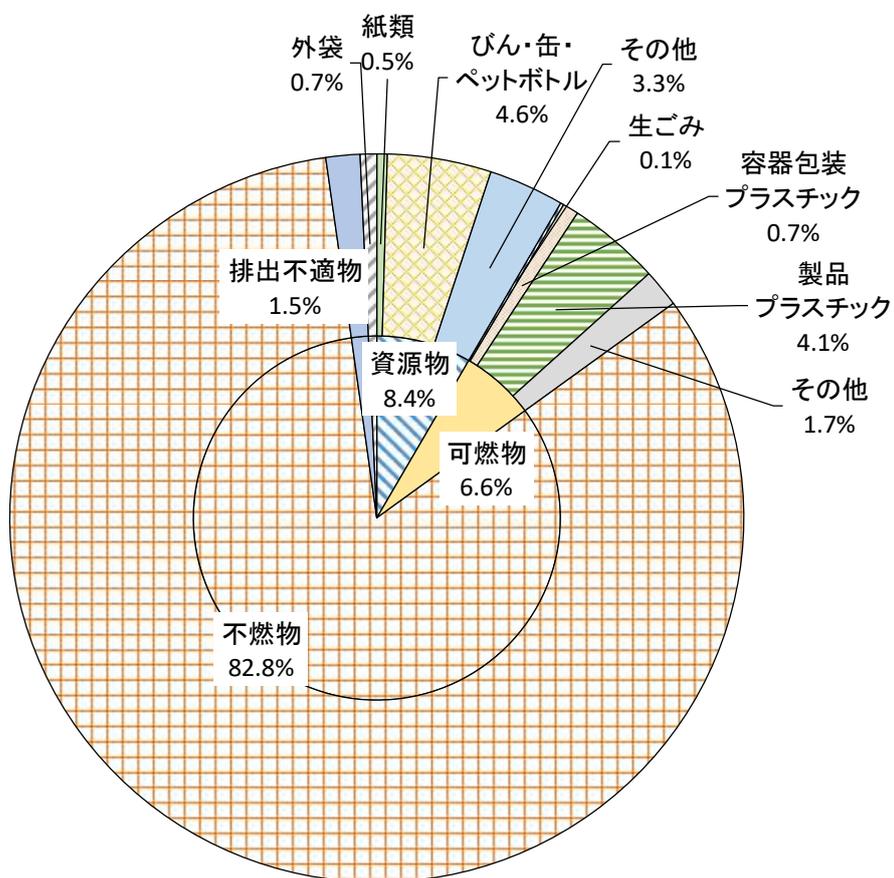


(4) 家庭ごみ組成分析調査

○可燃ごみ

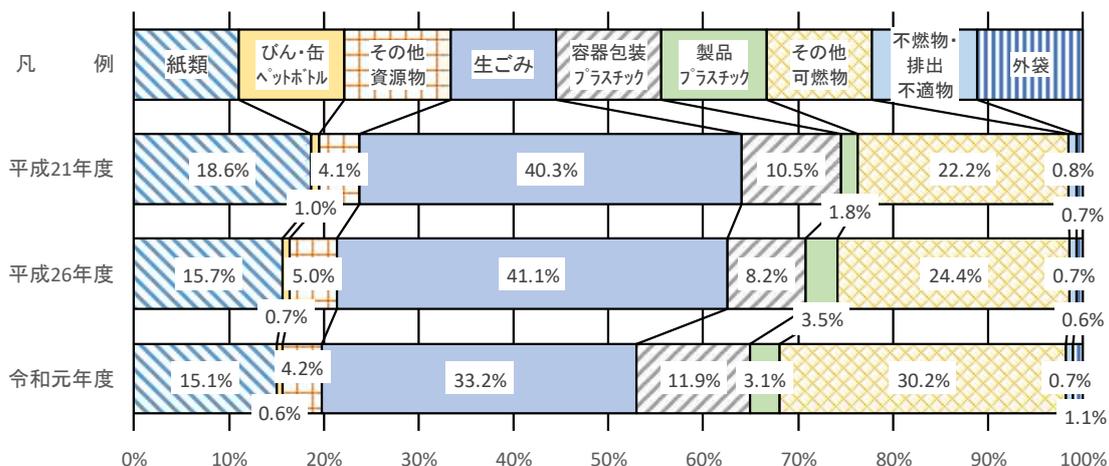


○不燃ごみ



○過去の調査結果との比較

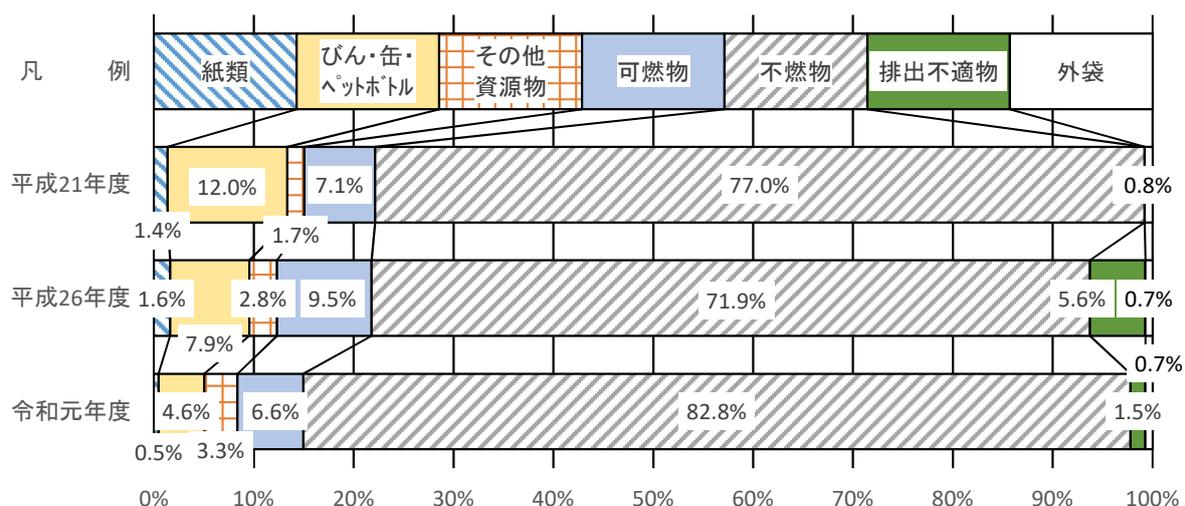
可燃ごみ



可燃ごみに含まれる資源物の割合

		平成21年度	平成26年度	令和元年度	増減
紙類	新聞	1.6%	1.6%	0.4%	-1.2%
	折込広告	1.1%	0.7%	0.7%	0.0%
	雑誌・本	4.7%	2.0%	4.5%	2.5%
	段ボール	1.1%	0.9%	0.7%	-0.3%
	紙パック	0.7%	0.5%	0.4%	0.0%
	OA用紙	1.1%	0.5%	1.1%	0.6%
	容器包装紙類	4.2%	4.2%	3.0%	-1.2%
	その他紙類	4.1%	5.3%	4.3%	-1.0%
びん・缶・ペットボトル	生きびん	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	雑びん	0.3%	0.1%	0.2%	0.1%
	飲用・食用スチール缶	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%
	飲用・食用アルミ缶	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	エアゾール缶等(中身なし)	—	0.0%	0.0%	0.0%
	ペットボトル	0.5%	0.5%	0.3%	-0.1%
その他資源物	衣類	4.0%	3.7%	2.8%	-0.9%
	発泡スチロール製食品トレイ(白)	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	発泡スチロール製食品トレイ(柄)	—	0.1%	0.2%	0.1%
	ボトル容器	—	1.1%	1.0%	-0.1%
	キャップ類	—	0.1%	0.1%	0.0%
	乾電池	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
	蛍光管	—	0.0%	0.0%	0.0%
紙類		18.6%	15.7%	15.1%	-0.6%
びん・缶・ペットボトル		1.0%	0.7%	0.6%	-0.1%
その他資源物		4.1%	5.0%	4.2%	-0.8%
合計		23.7%	21.4%	19.8%	-1.6%

不燃ごみ



不燃ごみに含まれる資源物の割合

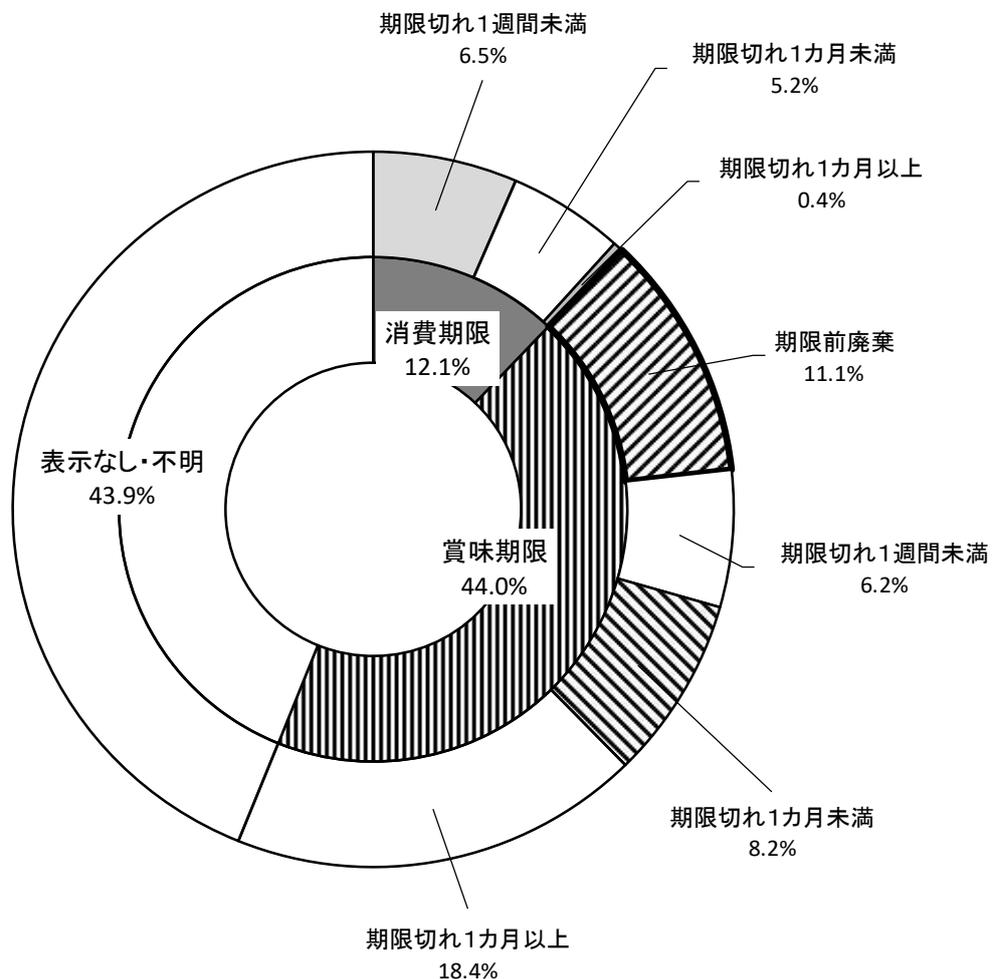
		平成21年度	平成26年度	令和元年度	増減
紙類	新聞	0.4%	0.3%	0.1%	-0.2%
	折込広告	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	雑誌・本	0.0%	1.0%	0.0%	-1.0%
	段ボール	0.6%	0.1%	0.2%	0.2%
	紙パック	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	OA用紙	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	容器包装紙類	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%
	その他紙類	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
びん・缶・ペットボトル	生きびん	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	雑びん	8.2%	5.4%	2.4%	-3.0%
	飲用・食用スチール缶	2.6%	1.2%	0.9%	-0.3%
	飲用・食用アルミ缶	0.8%	0.3%	0.1%	-0.2%
	エアゾール缶等(中身なし)	—	0.8%	1.2%	0.4%
	ペットボトル	0.4%	0.1%	0.0%	-0.1%
その他資源物	衣類	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	発泡スチロール製食品トレイ(白)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	発泡スチロール製食品トレイ(柄)	—	0.0%	0.0%	0.0%
	ボトル容器	—	0.2%	0.4%	0.3%
	キャップ類	—	0.0%	0.1%	0.0%
	乾電池	1.6%	1.4%	1.6%	0.2%
	蛍光管	—	1.2%	1.2%	0.0%
紙類		1.4%	1.6%	0.5%	-1.2%
びん・缶・ペットボトル		12.0%	7.9%	4.6%	-3.3%
その他資源物		1.7%	2.8%	3.3%	0.5%
合計		15.1%	12.3%	8.4%	-4.0%

○食品ロス

- 可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、直接廃棄（手つかず）が 2.4%、直接廃棄（使い残し）が 2.1%、食べ残しが 2.9%です。
- 生ごみに占める割合は、直接廃棄（手つかず）が 7.1%、直接廃棄（使い残し）が 6.3%、食べ残しが 8.7%です。

	可燃ごみに占める割合	生ごみに占める割合
直接廃棄（手つかず）	2.4%	7.1%
直接廃棄（使い残し）	2.1%	6.3%
食べ残し	2.9%	8.7%
食品ロス小計	7.3%	22.1%
調理くずなど	25.8%	77.9%
合計	33.2%	100.0%

- 直接廃棄（手つかず）のうち、消費期限の表示があるものは 12.1%、賞味期限の表示のあるものは 44.0%、表示なし・不明が 43.9%です。
- このうち、賞味期限前に廃棄されたものは 11.1%です。



資料6 容器包装プラスチック分別収集の環境負荷・コスト評価

プラスチック製容器包装の分別収集は、ごみ減量に効果があります。

しかし、ごみが減っても環境負荷が低減しない、あるいは低減効果がかけた費用に対して低いと実施する意义がありません。ここでは、プラスチック製容器包装を分別収集した場合とサーマルリサイクルした場合の代表的な環境負荷である二酸化炭素排出量とコストについて評価します。

1 温室効果ガス排出量

(1) シナリオと評価方法

容器包装プラスチックを分別収集して再商品化する場合（以下、「分別収集シナリオ」という。）と、容器包装プラスチックを可燃ごみとして収集してサーマルリサイクルする場合（以下、「サーマルリサイクルシナリオ」という。）を設定して比較しました。

分別収集シナリオの二酸化炭素排出量は再商品化手法によって異なります。「プラスチック製容器包装再商品化手法およびエネルギーリカバリーの環境負荷評価（LCA）」（2019年6月、財団法人日本容器包装リサイクル協会）では、ライフ・サイクル・アセスメント(LCA)手法を用いて、再商品化手法ごとの二酸化炭素排出量を評価しています。そこで、二酸化炭素削減効果が最も高い再商品化手法としてケミカルリサイクルの「コークス炉化学原料化」を、最も低い再商品化手法としてマテリアルリサイクルの「リターナブルパレット（木材製パレット代替）」を用いて比較しました。

(2) 二酸化炭素排出量

サーマルリサイクルでは、2,340t の二酸化炭素が排出されます。これに対して、分別収集してマテリアルリサイクルを行った場合には2,632t が排出され、サーマルリサイクルと比較して292t 増加します。ケミカルリサイクルを行った場合には308t が削減され、サーマルリサイクルと比較して2,648t 減少します。

容器包装プラスチックの分別収集を実施したとしても、再商品化手法によっては必ずしも二酸化炭素排出量の削減効果が期待できないことになります。

単位：t-CO₂/年

シナリオ	二酸化炭素排出量	サーマルリサイクルと比較した増減量
サーマルリサイクル	2,340	—
分別収集（マテリアルリサイクル）	2,632	292 増加
分別収集（ケミカルリサイクル）	-308	2,648 減少

2 コスト評価

サーマルリサイクルシナリオと分別収集シナリオのコストを比較しました。その結果、分別収集シナリオはサーマルリサイクルシナリオに比べて、約 1.6 億円のコスト増となります。

3 結論

現在の容器包装リサイクル法の枠組みでは、再商品化手法は入札によって決まるため、自治体が再商品化手法（リサイクル方法）を選択することはできません。そのため、入札の結果によって、マテリアルリサイクル「木材製パレット代替」となった場合には、コストをかけても二酸化炭素排出量が増加してしまうという結果になります。

ケミカルリサイクル「コークス炉化学原料化」となった場合は、1.6 億円のコスト増で 2,648t の二酸化炭素排出量が削減できます。この場合、二酸化炭素排出量 1t を削減するために、5.9 万円の追加費用がかかる計算になります。排出権取引では、二酸化炭素の排出権は 1t 当たり数千円で取引されていますので、ケミカルリサイクル「コークス炉化学原料化」の場合でも、費用対効果は高いとはいえません。

サーマルリサイクルと比較した削減量t-CO2/年	2,648
分別収集による追加費用（万円/年）	15,673
二酸化炭素1t削減のための追加費用（万円/t）	5.9

そのため本区では、引き続きサーマルリサイクルを継続します。そして、容器包装リサイクル法の改正状況や技術的な動向・分別収集に対する国等の動向、費用対効果を注視し、分別収集の導入を検討します。

資料7 文京区リサイクル清掃審議会委員・幹事名簿

委員任期:2019(平成31)年3月20日から2021(令和3)年3月19日

	区分	氏名	ふりがな	所属団体等
◎	学識経験	藪田 雅弘	やぶた まさひろ	中央大学経済学部 教授
○		南部 和香	なんぶ かずか	青山学院大学社会情報学部 准教授
	区内関係団体 大規模事業者の推薦委員	諸留 和夫	もろとめ かずお	文京区町会連合会 会長
4		千代 和子	ちよ かずこ	文京区女性団体連絡会 副会長(令和2年7月1日まで)
		永瀬 智江子	ながせ ちえこ	文京区女性団体連絡会 企画部長(令和2年7月2日より)
5		阿部 貞二	あべ ていじ	文京区リサイクル事業協同組合 専務理事
6		渡辺 新吉	わたなべ しんきち	東京商工会議所文京支部 医療産業分科会 副分科会長
7		寺澤 弘一郎	てらさわ こういちろう	文京区商店街連合会 副会長
8		三浦 香代子	みうら かよこ	文京区消費者団体連絡会(新日本婦人の会文京支部所属)
9		小西 孝蔵	こにし こうぞう	ステージ・エコ実行委員会 副委員長
10		村田 重子	むらた しげこ	リサイクルイン文京 副会長
11		吹野 公一郎	ふきの こういちろう	株式会社東京ドーム
12		平野 今日介	ひらの きょうすけ	学校法人東洋大学
13	牧谷 嘉明	まきたに よしあき	文京区立小学校PTA連合会	
14	公募委員	浅野 千津子	あさの ちづこ	
15		甲野 三枝子	こうの みえこ	
16		小堺 智子	こざかい ともこ	
17		篠木 昭夫	しのぎ てるお	
18		村田 薫	むらた かおる	
19	幹事	山本 育男	やまもと いくお	幹事(資源環境部長)(平成31年3月31日まで)
		八木 茂	やぎ しげる	幹事(資源環境部長)(平成31年4月1日より)
20		高杉 信二	たかすぎ しんじ	幹事(文京清掃事務所長)(平成31年3月31日まで)
		村田 博章	むらた ひろあき	幹事(文京清掃事務所長)(平成31年4月1日より)
		齋藤 勝美	さいとう かつみ	幹事(リサイクル清掃課長)(令和2年3月31日まで)
21		村岡 健市	むらおか けんいち	幹事(リサイクル清掃課長)(令和2年4月1日より)

◎会長 ○職務代理者

資料8 計画の策定経過について

回	開催日	主な議題
第1回 審議会	2019（平成31）年 3月20日	○委員委嘱 ○諮問
第2回 審議会	2019（令和元）年 6月10日	○施設見学会
第3回 審議会	2019（令和元）年 10月17日	○「文京区一般廃棄物処理基本計画」の進捗状況について ○循環型社会の実現に向けた国内外の動向
第4回 審議会	2019（令和元）年 11月11日	○基礎調査の概要について
第5回 審議会	2019（令和元）年 12月16日	○「文京区一般廃棄物処理基本計画」改定に係る区の課題 について
第6回 審議会	2020（令和2）年 2月3日	○「文京区一般廃棄物処理基本計画」改定について ○部会について
第1回 食品ロス 検討部会	2020（令和2）年 7月6日	○食品ロス削減推進計画について
第1回 廃プラス チック検討部会	2020（令和2）年 7月6日	○プラスチックごみの削減の推進について
第7回 審議会	2020（令和2）年 7月30日	○部会報告について ○「文京区一般廃棄物処理基本計画」具体的施策の検討に ついて
第8回 審議会	2020（令和2）年 8月18日	○「文京区一般廃棄物処理基本計画」改定に係る中間の まとめ（素案）について

資料9 語句の説明

【ア】

- 一般廃棄物処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項により、区市町村に策定を義務づけられた、当該区市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画。

- SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015（平成27）年9月、国連サミットにおいて採択された、持続可能な世界を実現するための2016年から2030年までの国際目標である。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

【カ】

- 環境負荷

人が環境に与える負担を指す。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としている。

- 公共下水道

公共下水道は、原則として市町村の事務である。東京都は都制をとっているため、23区部全域で都が「市」の立場で下水道事業を行っている。

- 公衆衛生

地域全体の健康への脅威を取り除くこと。廃棄物処理法は、公衆衛生の向上を廃棄物処理の目的と規定している。

- 小型家電

一般消費者が通常の生活に用いる電気製品のうち、携帯電話やデジタルカメラなど、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第1条に規定するものをいう。

【サ】

- 最終処分

ごみを最終的に処分すること。ごみは、収集・運搬された後、焼却等の中間処理を経て最終処分される。最終処分のほとんどは埋立処分によって行われている。また、埋立処分を行う施設を最終処分場という。

- 再商品化手法

容器包装リサイクル法に基づいて収集されたプラスチックごみは、様々な方法でリサイクルされるが、これらのリサイクル方法を再商品化手法という。再商品化手法には、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、固形燃料等がある。
- 事業用大規模建築物

「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」第4条に規定する、事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物を指す。
- 事業用中規模建築物

「文京区事業用中規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」第3条に規定する、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物を指す。
- 集団回収

10世帯以上の区民で構成されるグループ（実践団体）で家庭から出る資源を集めて、民間の資源回収業者へ引き渡す、自主的な資源回収システム。
- 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる社会をイメージして使われるようになった概念。循環型社会形成推進基本法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。
- 循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めるために2000年に制定された環境省所管の法律。同法は基本法であり、政策の基本的方向を示す。
- 浄化槽汚泥

微生物を使い汚水を浄化する機器を浄化槽といい、汚水を処理した後に浄化槽に集積する残さを浄化槽汚泥という。
- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

使用済小型電子機器等に含まれているレアメタル等の有用金属の回収を目的に制定された個別リサイクル法。それまでの個別リサイクル法と異なり、リサイクルを義務づけず、市場原理に委ねてリサイクルの促進を図る内容となっている。
- 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年制定）の略。食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサ

イクルを義務づけた法律。平成 19 年の改正により、小売業などの食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取り組みの円滑化措置が講じられた。

- 食品ロス

買い過ぎ・期限切れ・食べ残し・過剰な除去（野菜の皮など）等により、本来食べられたはずなのに廃棄されてしまう食品のこと。

- 生活環境

人間の日常生活の営みに影響を与える、大気・水・土壌その他の自然的もしくは社会的な状況。廃棄物処理法は、生活環境の保全を公衆衛生の向上とならんで、廃棄物処理の目的としている。

【夕】

- 中間処理

収集した可燃ごみを燃やしたり、不燃ごみを破砕、選別することで、できるだけ小さく軽くし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

- ディスポーザ汚泥

ディスポーザで破砕した生ごみを含む排水を排水処理装置で処理をしてから下水道に流すディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥のこと。

- 東京二十三区清掃一部事務組合

清掃工場等の整備・管理・運営など中間処理について、23 区が共同処理することを目的として、地方自治法第 284 条第 2 項の規定に基づき、平成 12 年 4 月に設立された組織。

- 東京二十三区清掃協議会

23 区と清掃一部事務組合の共通する事務の一部を共同で処理するために設立した地方自治法上の組織。

【ナ】

- 生ごみ

ごみのうち、おもに調理に際して排出されるものや残飯など、水分量が高く腐敗しやすいもの。

【ハ】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。1970 年に、従来の「清掃法」（1954）を全面的に改めて制定された。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生

の向上を図ることが目的。

- ビルピット汚泥

建物内で発生した廃水をいったん地下に設けた排水槽（ビルピット）に受けてから下水道に放流する構造の建物がある。ビルピット汚泥とは、ビルピット底部に沈殿した泥状の廃棄物である。

- 「文の京」総合戦略

平成22年6月に策定した「基本構想」が計画期間であるおおむね10年を迎えることや、「基本構想実施計画」についても計画期間が満了したことに伴い、新たに策定した区の最上位計画。先を見通すことが難しい「変化の時代」に適応する区政運営を推進するため、計画全体の体系を再構築し、重要性・緊急性が高い区の優先課題を明らかにした「重点化計画」として、財政的な裏付けの下、各施策を推進していくもの。

- ふれあい指導

清掃事務所、区民及び事業者との間で、リサイクル及び清掃事業に係る問題についての対話を活発化し、ごみ分別の徹底、減量や適正排出等について、区民及び事業者が一層の理解と協力を得るため、清掃事務所においてふれあい指導班を設置し、巡回指導を行っている。

- 文京区リサイクル清掃審議会

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に規定される区長の附属機関。廃棄物の適正な処理及び再利用を行い、清掃事業の効率的な運営を図るために、区長の諮問に依じて廃棄物の処理の基本方針に関すること等を調査、または審議する。

【マ】

- モノ・プラン文京

平成12年3月に策定された「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン2000文京）」は、区内の生産・消費活動から排出されるごみとなる前の時点でのモノに着目して、モノの流れを把握し、発生抑制を主眼とした効果的な施策を展開することで、文京区版循環型社会である「モノ配慮社会」を目指す計画として「モノ・プラン文京」と名付けられた。

新計画においても、区民に広く知られている「モノ・プラン文京」という呼称を引き続き使用している。

【ヤ】

- 有害廃棄物

有害な物質の含有、爆発性、引火性、腐食性、感染性など、公衆衛生や生活環境保全の観点から好ましくない性質を持つ廃棄物。

- 容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物のリサイクルを製造者に義務づけた法律として、平成 7 年に制定。消費者は分別排出、区市町村は分別収集、事業者は再商品化という三者の役割分担により容器包装のリサイクルを推進する。